

令和4年度 鳥取県会計年度任用職員（夜間指導員） 採用試験募集案内

◆鳥取県立喜多原学園◆

〒689-3512 米子市泉706

電話(0859)27-1101 <https://www.pref.tottori.lg.jp/kitahara/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	<p>随時募集しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申し込みの方法 ◎鳥取労働局ハローワーク米子に求人募集票を提出しますので、紹介状（ハローワーク紹介状）を受け取ってください。 ◎持参、郵送どちらでも申し込みできます。 【持参の場合】午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝祭日は受け付けておりません）
試験日時	<p>試験を随時実施します。</p> <p>◎試験日はご相談のうえ、日程調整して実施します。ご連絡ください。</p>
試験会場	米子市泉706 鳥取県立喜多原学園
試験結果発表日	採用試験実施から3日以内

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予定者数	職 務 内 容	配属先
夜間指導員	4名 (女子寮 4名)	女子寮の宿直業務、学習指導、生活支援（入浴ほか）	鳥取県立 喜多原学園 女子寮

3 受験資格

- (1) 年齢は、深夜業務の時間帯があるため、18歳以上。
- (2) 性別は、入浴の見守り業務があるため、女性限定。（均等法適用除外）
- (3) 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

<求める人材>

中学生に学習指導を行うための知識と能力があり児童福祉に関心のある方。

4 試験内容

試 験 種 目	配 点	内 容
作文試験	50点	思考、知識、表現能力等についての試験
人物試験	50点	人柄、性向等についての個別面接、又は集団面接による試験

5 任用期間

採用の日～令和5年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 日額1回 11,075円 ※なお、最低賃金の減額の特例許可を得るまでの間は、最低賃金に基づいた報酬額となります。</p> <p>○期末手当 期末手当基礎額（報酬の月額相当額）1.98月分（6、12月期各0.99月分） ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和4年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100）</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。（届出のあった翌月から支給） 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、1,600円～50,100円に1箇月の通勤回数を乗じて21で除した額を支給します。※16/21を上限とする。</p>
福 利	労災保険 ※加入条件を満たす場合に限りです。
休 暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（任期期間6月以上3日、5月以上6月未満3日、3月以上5月未満2日、2月以上3月未満1日）が付与されます。</p> <p>(2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日及び勤務時間	<p>(1)始業・終業の時刻等 始業 午後5時00分 終業 翌日午前8時30分 午後10時～翌日6時30分の間は宿直時間（上記時間は、公務の必要によりやむを得ず変更することがある。）となります。用務が終了すれば自分の時間としてもらうことができますが、寮から外出することはできません。</p> <p>(2) 1か月の勤務回数は、8回以内までとします。</p>
任用期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。
その他	<p>食事代は翌月実費を請求します。</p> <p>（参考）令和4年度単価 夕食：336円 朝食：226円</p>

7 受験申込手続

提出書類等	(1)履歴書 1通 ・全ての欄を記載してください。 ・顔写真(6ヶ月以内に無帽で撮影したもの)を貼付してください。 ・記載事項に不正があった場合、受験が無効となる場合があります。 (2)ハローワーク紹介状 1通
申込み先	鳥取県立喜多原学園(担当:井上、保坂) 〒689-3512 米子市泉706番地 電話 (0859)27-1101 ホームページ https://www.pref.tottori.lg.jp/kitahara/
受験票の交付	受験票は交付しません。 試験当日は、運転免許証など、写真付きの本人確認ができるものを持参してください。

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。
※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

【申込書及び受験票の記載方法】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 ※の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記入してください。

8 合格者の決定方法

- 4 試験内容に記載した作文試験、面接試験の得点を合計した得点の最も高い者を合格者とします。ただし、それぞれの得点が一定の水準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

9 合格者の発表

受験者全員に合格・不合格の結果を文書で通知します。郵送により試験結果を通知しますので、試験当日に84円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3(23cm×12cm)〕を持参してください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人(ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可)が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点(不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。)	合格発表日から1ヵ月	鳥取県立喜多原学園

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、集合時刻までに必ず受付を終えてください。(遅刻者は原則受験できません。)
- (2) 受験の際は、運転免許証など、写真付きの本人確認ができるものを持参してください。
- (3) 試験会場である鳥取県立喜多原学園の敷地内は全面禁煙です。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。